

# 令和4年度第1回稲城市総合教育会議

# 議事録

## 1 実施概要

<b>日時</b>	令和5年1月31日（火） 13時30分～16時00分		
<b>場所</b>	地域振興プラザ4階 大会議室		
<b>議題</b>	(1) 稲城市立学校における働き方改革 (2) 学校施設における脱炭素化 (3) その他		
<b>出席者</b>	構成員	市長 教育長職務代理者 教育委員会委員 教育委員会委員 教育委員会委員	高橋 勝浩 今泉 浩史 吉田 伸幸 三戸 美代子 北川 英一
	説明員	企画部長 企画部企画政策課長 都市環境整備部緑と環境課環境政策係長 教育部長 教育部教育指導担当部長 教育部教育総務課長 教育部指導課長 教育部教育総務課教育総務係長 教育部指導課指導係長 教育部指導課教職員係長	小林 卓 清水 和志 宇田 雅彦 佐藤 知子 岸 知聡 長崎 健 高橋 達也 涌田 恵一郎 伊藤 まどか 古川 直広
	事務局	企画部企画政策課長 企画部企画政策課企画政策係長	清水 和志 膳 崇訓
<b>傍聴者</b>	なし		
<b>配布物</b>	(資料1) 稲城市立学校における働き方改革 (資料2) 稲城市におけるカーボンニュートラルの取組について (資料3) 令和4年度 コミュニティ・スクールの取組状況		

## 2 内容

市 長	<p>定刻でございますので、これより令和4年度第1回稲城市総合教育会議を開催いたします。</p> <p>それでは議題に入ります。「議題（1）稲城市立学校における働き方改革」について、まずは事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	【資料1「稲城市立学校における働き方改革」に基づき説明】
市 長	事務局の説明が終わりましたが、現在の説明について何か質問等がありましたらお願いいたします。
教育長職務代理者	基本的には在校時間という形でご説明いただいておりますが、先生の勤務時間ではなく在校時間で今後も把握をしていくという認識でよろしいでしょうか。
教育総務課長	在校時間の把握につきましては、国の指針等で公立学校の教員は、法による規定もあり、時間外勤務の算出が難しいことから、在校時間を把握して取り組むということが示されておりました、当市においても、こちらを把握するためのシステムを導入して在校時間において勤務時間を把握していこうということで進めてございます。
教育長職務代理者	わかりました。今は出退勤システムを使っての在校時間の確認しかできないと思いますが、在校時間だけではなく、労働時間の定義づけ等も色々あると思います。例えば保護者対応は労働時間であるかどうか等、ゆくゆくはそこまで考えていかないといけないと思います。そちらも国がどう音頭を取っていくのかというのが大事かと思いますが、率先して稲城市でも把握することは、働いている人たちの健康管理のためには、必要であると思います。
吉田委員	部活動について、部活動指導が、外部委託に移行しつつあるということで、現行の教員が、教員自体は生徒と日常的に関わっているわけですが、その流れの中で部活動指導をしたいというような教員もいると思います。そういった教員と外部委託をする部活というのは、何か住み分けがあり、外部委託が進んでいるかのデータはありますか。
指導課長	現時点で外部委託という形の場合は、指導員の派遣という形で行っているのですが、教員の指導が要らないというわけではなく教員も顧問としておりますので、働き方改革というところについては、今後の課題でございます。
吉田委員	教員自体の拘束される時間は軽減されているという認識でよ

	ろしいでしょうか。
指 導 課 長	現時点では、拘束時間が軽減されているというところまでは いっていないのが現状でございます。
吉 田 委 員	働き方改革を進める上で、部活動の負担軽減という観点をも う少し見ていく必要があるのかなと思います。
教育指導担当部長	指導課長の方から負担軽減の話がありましたけれども、いわ ゆる在校時間は変わらないことがあると思いますが、より専門 的な外部指導者が入ることによって、教員そのものが直接指導 に携わりがなくても部活動が行えているといった点では、教員 の負担軽減になっている部分があるということでございます。 そういった意味で、教育委員会としては、現段階で支援を行っ ており、また、支援のあり方については今後も検討していきたいと 考えております。
北 川 委 員	関連して、外部指導者ではなく地域移行の方が一般的に進め られているわけですが、部活動は学校のものではなく地域が担 うという形になっているのが国の流れだと思いますが、例えば スポーツ推進課も含めた形で、この計画に入れることを考えた らいかがでしょうか。
指 導 課 長	部活動の地域移行ということでございますが、地域との連携 というところで、指導者が土日を中心に入っていただけるよう な体制作りというのは、庁内でも検討会を始めたところござ います。今回の計画に入れるかにつきましては、事務局で相談し てまいりたいと思います。
北 川 委 員	外から派遣してもらうことや地域が協力するというのは、学 校の部活動に協力する形なので、いわゆる地域のスポーツチー ムとして新たな形をしているというのが、地域移行の新しい形 になると思いますが、そちらは何か検討されておりますでしょ うか。
指 導 課 長	検討を進めているところでございます。
北 川 委 員	地域移行は別枠で計画に入れた方が良いと思いますが、いか がでしょうか。
指 導 課 長	資料の18ページ上段の②をご覧ください。部活動への地域ス ポーツ・文化団体の活用ということで、顧問に代わって地域ス ポーツ・文化団体を積極的に活用するという事は、次の計画に載 せていく予定でございます。
北 川 委 員	学校の部活動に地域スポーツ団体や文化団体を活用するとい う意味ではなく、地域移行は部活動だけではなくて、地域全体の

	活動ということで捉え、より広い意味で捉えてもよろしいということでしょうか。
指 導 課 長	地域に移行するということについては、先ほども申しあげました通り、検討会でさらに熟議していきたいと考えておりますので、今回のこの制度の中には明示する予定はございません。
三 戸 委 員	ノー残業デーの設定と実行についてですが、令和2年度から15校で実施しておりますが、実施できていない3校について、理由があれば教えていただきたいです。もしくはノー残業デーではなく、それに代わるような仕組みや制度を学校で実施しているということがありましたら、教えていただきたいです。
指 導 課 長	資料20ページ(5)②の内容につきまして、ノー残業デーで主に取り組んでいる学校について、今回記載をさせていただいており、どの学校でもノー残業を目指して取り組んでおります。月に何回か設定するという学校と、できるところからやる学校とあるのが現状だと思います。ここに記載のない小学校3校についてもやっていないということではないと、事務局としては認識しております。
三 戸 委 員	23ページの方に第2次計画でも継続としてこれを謳っておりますので、取組の実態として、各校がこういったものを明記していても、学校単位のお考えで行っていると理解してよろしいでしょうか。
指 導 課 長	第2次計画にも継続として載せているところで、これは一つの取組として学校には、お取り組みいただきたいため、周知し推進していきたいと考えております。
三 戸 委 員	学校単位での考えもありますし、また、ノー残業デーを設けたことで逆に他の日にしわ寄せが行くというような現状がもしあれば本末転倒ではありますけれども、こういったものを掲げることで、実施に向けて、ノー残業デーでない日の働き方というものへの啓発に繋がると思いますし、特に実施されてないところも少なくなっただけだったので、是非、全校やっているというような状況にあると良いと感じました。最後は意見です。
教育長職務代理者	全体的に見て、先生方の労働時間というのは多いのでしょうか。数値が全く見えてこないのです。おそらく社会的には多いだろうという様に言われているので多いということは認識しておりますが、一体何時間ぐらいで、年平均どのくらいなのでしょう。
教育総務課長	教員の場合、在校時間で比較することになりますが、在校時間

	<p>につきましては、月ごとの在校時間の平均値というのは、計画以外で数値としてはございまして、東京都が時間外勤務を調査する際に、10月を基点にしているところもありますので、10月を例にいたしますと、稲城市の教員の在校時間平均が191.7時間という数値がございまして、こちらにつきましては、比較対象としまして、厚生労働省の毎月勤労統計調査の令和3年度の結果でございまして、そちらは、毎月の労働時間につきまして一般労働者の平均で月162.1時間というのがございまして、今回の数値は191.7時間ですので、いわゆる一般労働者より時間が多く、もちろん在校時間の考え方はありますが、一般的な数値と比較しても少し多い状況と認識をしております。</p>
教育長職務代理者	<p>別添資料3第2次の働き方実施計画というのは、市民の方に見ていただくことになるでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>こちらにつきましては、ホームページ等で公表して参りたいと思っております。こちらの取組の方向性の18ページの(5)①が保護者・地域に対する教員の働き方改革への理解促進という項目でございまして、促進の取組の一環といたしまして、ホームページ等を通じたPRを進めていきたいと思っております。</p>
教育長職務代理者	<p>理解の促進ということを地域の方にさせていただくのであれば、先生方が何時間在校しているのかということをはっきりと数値で見せてあげることも必要だと思います。また、それはあくまで在校時間であって労働時間ではない、というようなところもしっかり見せてあげないと在校時間だけ190時間と見て、一般的な労働時間が160時間ということと比較し、30時間ぐらいが残業時間であるというところで、地域の皆様が納得してしまったり、絵に描いた餅になってしまうと思うので、在校時間だけではないところもあると、それは国の方向性で今のところ把握してはいるというところをどこまで表現するかというのはあるかと思いますが、そういった数値がない限りは本当に労働時間が多いかわかりません。学校に行って在校をしているだけ、在籍しているだけという様な見られ方をしてしまうと、本末転倒かなと思いますので、そのあたりもよろしくご検討いただきたいと思っております。意見です。</p>
市長	<p>働き方改革という計画を立てるということで非常に大切なものですので、今いただいた意見を整理し、質問の答えと噛み合っていない部分については、各委員の意向を汲み取った上で、ぜひ実施計画を作ってもらいたいと思っておりますので、一つ一つ確認し</p>

たいと思います。

まず今泉委員の、いわゆる時間外勤務の働き方改革ということをして今後やっていく中で、一番ベースになるのは、その労働時間が長いのか短いのかということで、一つ大きな要素となります。教員のいわゆる時間外勤務、あるいは正規の勤務時間というのが、一般の公務員とは違う位置付けになっており、教職員は、時間外手当を払わない代わりに、4%でしたか、時間外相当の上乗せをするということですが、この制度ができたときは、概ねそのときの平均時間外勤務時間が8時間ぐらいとたしか聞いておりましたけども、それを目処に月平均8時間ぐらい時間外をするのを4%の給料額制で、近似値としてやるということだったようであります。

時代が変わり、当時も8時間で収まっていたわけではないと思うけれども、実態とその8時間ないし4%の上乗せが非常に乖離しているのではないかと今泉委員からもご指摘のあったように、実際の勤務時間の定義というのが、はっきりとしていないという中では、これを更に情報発信を間違えると、4%上乗せしているのに本当に働いているのかどうかということで、かえって不信感を持たれて批判が生まれ、あるいは逆に、それでは足りなさすぎるので、綺麗さっぱり出退勤時間をタイムレコーダーみたいなものでしっかりつけて、一分でさえも支払えと、両極の意見になってしまう可能性があるから、まずは教育公務員の労働時間の概念はどういうものか、そして在校時間とはどういうものかというのは、ある程度定義があって、それと一般の公務員や一般の労働者との比較もある程度わかるようにしていく。片や超過勤務時間、片や在校時間では全然比較にならない。

かつ、混同しやすいのが、労働基準法等において、超過勤務時間が80時間を超えると過労死のリスクが高まるからというものがあります。その超過勤務時間80時間と、在校時間60時間を混同してしまい、在校時間60時間とは実際には何時間労働しているのかという非常に大きな関心事について、受け取り方が180度違う方を取られてしまうと思う。4%、8時間を加味した上で議論されているので、在校時間ということになってしまうけれども、それをどう考えるかですね。

極論を言えば、本当に教育公務員の働き方改革という所であれば、一般の行政職と同じにすべきという意見もあるわけですね。その場合にはもう完全に居る時間ではなく、時間外勤務を命

じられた、これがおそらく、教育公務員にはアレルギーがあるのだらうと思います。

一般の公務員には、上司がいて、管理職から時間外勤務命令が出ていない場合は労働ではありません。勝手に残っているわけですから、役所の滞在時間が労働時間ではなくて、あくまで上司がこの業務を時間外勤務で行えと命じた場合のみが、労働時間超過勤務になります。その部分が出退勤の時間とまた違うというのが確立をされているからそれはそれでいいのかなと思いますが、一方で、教育公務員の場合については必ずしも上下関係ははっきりしない、あるいは1人で判断をして、独任制で行う教員という仕事ですから、誰かに命じられ、超過勤務を行っているわけでは必ずしもないので、そういった意味では超過勤務というものの考え方は若干、一般の公務員とはまた違うのかなと思います。

そういうことを整理されていない中で、労働時間なのか在校時間なのか、多い少ないというやはり非常に両極の誤解を生むとも思います。

ただ、そちらを解決しないまま、文科省の方で在校時間というものを比較するというのは、教育公務員毎や地域毎の格差はわかるかもしれないけれども、一般の行政職員との比較はしにくい。

滞在時間が業務時間とすれば、圧倒的に賃金が支払われていないことになりすね。

目標は、賃金の支払いを几帳面に正すということではなく、あくまで、働き方改革で教員一人一人の負担軽減ということであれば、目的をはき違えてしまうかもしれません。

最近民間のアルバイト社員においては、一分単位で賃金を支払うのがトレンドになっているそうです。そうでないと労働争議になってしまうということですが、公務員においては、一般の公務員や常勤の職員にはあたらないと思います。

全員の勤務時間を測り、その通りに支払うという動きではなく、あくまで負担があるのかどうかということだとは思いますが、何を目的として時間外、あるいは在校時間を測っているのかの位置付けが重要であると思いますが、今泉委員どうでしょうか。

教育長職務代理者

正直に言うと文科省の方でしっかりやってくれない限りは困る話であり、一行政のところで解決はしないだらうと思います。

	<p>ただ、それだけの問題があるというのは、この第2次計画で市民の方にご理解いただけるような、先ほど市長が仰っていたように、1966年当時の8時間の給特法のままできているということ、また給特法の4%の部分が超勤4項目に限られているということになると、それ以外の事業準備や保護者対応については、あまり加味されていない等の背景をもう少し市民の方に知らせて、悩ましい状態であることを示しても良いと思います。</p>
市長	<p>あくまで、指針に基づき、在校時間で比較し適正化することは調べていかなければならないけれども、市独自として、在校時間のなかで、いわゆる教育労働、教員としての労働はどういうものであるのかというのは自己分析があっても良いと思います。</p> <p>それについて、何か意見はありますか。</p>
北川委員	<p>学校にいる時間は全て教育労働と認識していただいて構わないと思います。5時過ぎても授業の準備を行っており、部活動の終了時間が大半5時30分のため、その後に仕事を始めるため、基本的に仕事がないのに残っているわけではないと我々は認識しておいてもよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>また、4%で、働かせ放題になっており、それにより健康を害したり、教員の担い手がいなくなってきたりしております。</p> <p>そうなると、教育の質が低下し、日本の未来が非常に厳しくなります。また、授業についても変わり、つい最近までは、子どもたちに楽しくわかりやすく教えられれば良いということでしたが、現在は、子ども達が主体的に学んで、そして学びを子ども達の間で深めていくような、授業設計を教員は求められています。</p> <p>一人一人に応じた授業を作っていくためには、時間を作らなければなりませんので、教員の質と教育の質の担保が重要であることを市民の方々にもわかっていただくようなことを稲城市が率先して行っていけば、良い先生も集まり、保護者の方々へ理解を求めていけるとと思います。</p>
市長	<p>在校時間の測定の仕方については、色々な意見があるとは思いますが、学校に入ってから出るまでが全て在校時間というものも一つの意見であると思いますが、他の一般事務の行政職員は、必ずしもそういった判断ではないこともあります。</p> <p>学校現場を否定するわけではないですが、今の制度上で議論をしてしまうと、実際は残業時間が多いから近似値をめぐって議論することになるか、もう一方で普通の行政職員の水準で基本給を決めて、時間外勤務は時間単位で全て支払うようにする</p>



	<p>かという話になるので、現時点では市では決められないということになります。</p> <p>また、在校時間を正規の勤務時間と時間外に直すとどれくらいになるのか、私は両方併記した形で測定した方がいいのではないかと思います。例えば、今回月190時間を4.5週間で割ると週42時間になります。週に2時間の残業となるとほとんど残業がないことになります。</p>
教育総務課長	<p>別データとして、在校時間の数値の精度の問題はございますが、45時間以上時間外勤務をしている教員が、3割程主にいるということは、実際問題ございます。</p>
市長	<p>稲城市役所にも個人として長時間の時間外勤務をしている職員はおりますが、全体を平均として均すとそこまで時間外勤務は多くないということになりますよね。</p> <p>また、民間の労働時間が160時間とありましたが、これもおかしいのではないのでしょうか。月25日働いているとすると、1日6.4時間になってしまいますよね。</p>
三戸委員	<p>月は祭日等の休日もございますので、25日では多いのではないのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>月の換算は、20日ということになっております。</p>
市長	<p>そうなると、月190時間を20日で割ると、1日9.5時間ということになり、1時間休憩とすると、やはりそこまで時間外はないことになりますね。</p>
教育総務課長	<p>現状数値としては、休憩時間の兼ね合いもあり、そのような形になります。また、現場から頂いた意見として本来望ましいことではございませんが、持ち帰りの仕事はどうしても発生しており、そちらはカウントができない点と、学校以外の活動における勤務時間も把握できていないということもあり、在校時間における休憩時間の扱いもあるため、精度を上げていく必要があると考えております。</p>
市長	<p>在校時間については、190時間と聞いてもわからないので、一般の労働者と比較するのであれば、1日あたりの正規の勤務時間と超過勤務時間を合わせて労働時間と考えるので、教育公務員の正規の時間の7時間45分と超過した時間をそれぞれ分けて表現する等行った方が良いと思います。</p> <p>一般の労働者と比べて多いか少ないかという一つの指標がでるべきだと思います。</p>
教育長職務代理者	<p>労働時間について、残業の割増に意識が向いているとは思ひ</p>

	<p>ますが、給特法は、労基法第32条は除くとなっておりますが、第36条の週8時間、月40時間の制限については除かないと思いますので、残業代とは別に働かせすぎという問題がでてきます。また、45時間、60時間、80時間と残業時間が延びると脳卒中の危険性も高まります。</p> <p>そうすると、在校時間だけではなく、もし持ち帰って何かしら作業をしているというのが見えれば、そこは完全に働かせすぎと咎められることになります。本来で言えば、管理職が管理し、働かせすぎな職員はやめさせなければいけない責任の立場がありますので、万が一訴えられてしまうと大変なことにもなります。</p> <p>その辺り、残業代と労働時間の考え方を分けておかないと、混同し、お金を払えば済むという話になるので、気を付けなければならぬと思います。</p>
市 長	それを踏まえると、いわゆる在校時間の把握だけでは足りないわけであって、持ち帰り業務というのも実態把握が必要だということでしょうか。
教育長職務代理者	労基法・労働安全衛生法としてはそこまで求められているので、そうなります。
市 長	把握は可能ですか。
教育総務課長	システムで把握することは難しい所かと思いますので、アンケートを行ったり職員への持ち帰り業務についての聞き取りを行ったりして対応することになるかと思います。
市 長	<p>いずれにせよ、従来の出勤したかしていないかしか把握していない頃からすると、今はICカードで学校に入った時間と出た時間は、完全に一人一人把握できるようになりました。ただ、この時間だけを見ても、時間外は短いです。しかし、学校はそれだけではなく、持ち帰って行う時間をカウントしていないということがあるとすると、その把握に努めることも必要であるということが共通意見ということだと思いました。</p> <p>この議題については、この辺でよろしいでしょうか。</p>
	<異議なし>
市 長	次に吉田委員からありました部活動の関係で、北川委員からもありましたが、これについては私の方から言わせてもらいますが、スポーツ庁で外部委託というのがあります。これは非常に話が飛躍していて、元は教員の働き方改革、教員の負担軽減からスタートしたはずですが、現場をよく知らないスポーツ庁

がいきなり外部委託、地域移行というのを一方的に言ってしまい、全国的に非常に大問題になって、特に全国市長会でこれを大問題として、そんな地域移行という受け皿があるわけない、仮にあるとしても、種目ごとに例えば、野球、サッカー、吹奏楽しか出てきておらず、仮にその競技の受け皿があったとしても、他の競技の受け皿は全く目途が立たない中で、明治以降150年間スポーツ部も文化部も学校中心にやってきたのにある日突然、全部外部委託を使うことを認めたことはあまりに学校や地域を考えていないという申し入れが全国市長会からありました。

もう少し慎重に考える必要がございますし、スポーツ庁の審議会の一部の委員さんが思いついて発言したに過ぎず、文部科学省の中でもオーソライズされていません。

受け皿をどうするかという話の中で、費用の問題であれば、月謝を取れば良いと全部有料化を前提に文科省は話しておりますが、これは問題である話なわけです。そのようなことから、全国的

的に<sup>むしろばた</sup>筵旗が立ってしまったわけですが、そうすると次は、最初は3年間で完全移行、土日のみだったのが、全日地域移行しようと一方通行であったわけですが、反論があると3年の目標期間は0になってしまいました。

それ程、いい加減なものでありまして、ただそれでは困りますということと、もう一度考え直すと目的が教員の働き方改革負担軽減から地域移行が目的であるかのようにすり替わってしまっているから、冷静に考えましょうということです。

稲城においては、現在のところ地域移行を考えていないというより、そこまで達していないという状況です。

まずは、外部指導員を入れることで教員の負担を軽減しようということです。たしかに学校主体である部活動であるのは間違いありませんが、外部指導員を入れると、結局は顧問の先生は最初から最後までいるわけですので、退校時間が早くなるわけではありませぬので、そういった意味では時間的には負担軽減にならないというのも一つの考えですが、外部指導員が入っている間は、体育館等に行かなくてよくなり、職員室で事務作業ができるようになります。トータルでは負担軽減になると思っております。

現在、外部指導員については、学生や地域の経験者に1回2,300円の謝礼を支払うボランティアのような制度とバディ幼

稚園関連会社の株式会社クラブ活動支援と委託契約を結び、スポーツ指導を行っている社員へ1回4,000円の謝礼を支払う制度の2通りで行っております。

株式会社クラブ活動支援については、かなりお金が掛かりますが、そちらは、企業版ふるさと納税で財源を確保し、行っております。令和4年度ベースでは、外部指導員の委託料が約250万円掛かり、企業からのふるさと納税が約430万円来ておりますので、もう少し増やしても大丈夫という事になります。

一方で、地域移行については課題ですが、3年間でなんとかしなければならないというから急作りで何かしないといけないと思っておりましたが、それが撤回されてしまいましたので、ゆっくり考えていくことになると思います。ただし、地域移行はできるものとできないものがありますので、当初から言われているように、地域移行できない部活動については、従来通り、学校単位で先生が行うことは想定するわけですが、元の木阿弥になってしまうので、今議論されているように学校教員の副業許可、すなわち学校の教員として4%内で行い、全部タダで行う縛りをなくし、副業を許可する、それは別の団体から派遣されるなり、その外部指導員として出てきて教えた分については、一定の謝礼を別に支払うというようなものを想定しています。

稲城市の場合は、まだ形にはなっておりませんが、外部指導員を補充し充実させ、先生の負担軽減を行うことが第一弾となります。第二弾が、教員の副業許可を可能にし、さらに後に地域移行を進めるということになります。

市内の地域クラブについては、各市一つずつ総合型地域スポーツクラブを作るように言われており、稲城市もiクラブができておりますが、そこに依頼することが決まっておりはりませんが、そういった地域クラブにお願いをして、そこに強制ではなく、外部指導員として教えたいと希望する先生だけ、地域クラブに登録いただいて、報酬として時間単位で地域クラブからお支払いするというのを想定しています。

その先に、地域クラブが大きくなり、全面的に部活動を請け負いますよという下地ができてから地域移行を行っても良いのかなと思います。

文化部については、受け皿が中々厳しいので、いずれにせよコストの問題、地域にその資源があるかというのは、地域差があるので、一律3年で移行という方針もなくなりましたから、じっく

	<p>りと時間をかけて行っていくべきなのかなと思います。</p> <p>教育委員会と市長部局、さらに財政面も含めて検討しながら、良い方向に持っていきたいと思っております。</p> <p>これについて、何か意見はありますか。</p>
吉 田 委 員	<p>働き方改革という観点で言えば、市長の言うとおりでと思います。</p>
市 長	<p>また、これは良いチャンスだと思いますが、今まで学校単位で先生が顧問で教える方策しかなかったから、例えばサッカーチームが存続できない、指導者となる先生や選手がいないということがありましたが、地域クラブあるいは、外部指導員を入れて、グループ化する中で、そういう指導体制さえ維持できれば、複数校を一緒に行うことや、地域クラブであれば、学校関係なく存続できるので、自分の学校単位でできない種目が存続できます。</p> <p>例えば中学校の新体操部が三中でできましたが、非常に好評で多くの生徒が入り、地域も盛り上がりましたが、新体操を教える先生が転勤になり廃部になってしまいました。このようなことは非常に残念であるけれど、体制ができれば新体操がずっとできたり、普通内容の種目もずっとできます。</p> <p>また、クラブに入るのに越境入学をしなければならぬと、今まで軟式テニス部に入りたいたから、三中に移籍するというのをやっておりましたが、そういう必要もないわけです。これは非常に良い面もあるので、是非そのようなことを含めながら、今後時間を掛けて、受け皿整備をしていく。</p> <p>ただし、必ずしも学校で行うクラブ活動を全否定するわけではなく先生が今まで通り、学校単位で自分が熱意を持って教えたいという人も中にいるので、そのような人を潰してはいけないというのは、意見として言わせていただいているわけですが、多様な在り方、要は学校の先生が負担と思わないような形を選択できるようなことがあれば、新制度に移行できるのではないかと思います。</p> <p>ただ、文科省のようなやり方ですと、全部クラブチームに地域移行となると月謝の問題やその費用負担の問題を一切考えていないため、当然それについて国費負担は100%求めていきたいと考えております。</p> <p>三戸委員のノー残業デーについてですが、事務局よりやっていないわけではないということでしたので、それでしたら、やっ</p>

	ているということでしょうか。
指 導 課 長	はい。ノー残業デーという設定はないですが、ノー残業を目指す取り組みはしております。
市 長	20ページに「ノー残業デー等の設定」とあり、「等」と括れば、全校取り組んでいるという形が良いのかなと思います。 また、23ページにあるようにこれから計画に盛り込むわけですから、そうすると全校やらなければならない。各校の判断ではなく、教育委員会全体として計画を作って、学校に守ってもらわなければならないでしょうから、現時点でも取り組んでいると言っていいのではないのでしょうか。三戸委員いかがでしょうか。
三 戸 委 員	やはり、計画に入れている文言ですので気になりました。 「等」というのは、「ノー残業デー」、「ノー残業ウィーク」やそのようなものを含めて「等」であると思いますので、そのような制度を定めていない学校や標榜していない学校には、強く求める機会にしてもよろしいのではないかと思います。
市 長	いずれにせよ、根本は、学校の先生方の担う事務に本来の子どもと向き合って教える時間以外に掛けなければならない事務が山ほど増えてしまっているということですよね。 各種の事務報告やクレーム対応、給食費・教材費の集金・滞納整理等をそれぞれできる限り一つ一つ改善していき、先生の本来業務に戻してあげるというのも、単に残業時間を減らすだけではなく必要かなと思います。 ちなみに、稲城市はまだまだやっていることは多くはないとは思いますが、給食費の公会計化は取り組んでおり、給食費の徴収は現在、全て教育委員会の行政職員が行っており、先生からは手が離れております。 教材費の方はいかがですか。
教 育 総 務 課 長	教材費の集金につきましては、資料15ページ(2)①の徴収金業務の効率化等の検討があたりまして、第一次計画において、口座振替や口座引落にしている学校が、小学校7校、中学校6校の計13校ございます。未実施の学校につきましては、引き続き進めていき、集金回数を減らすことや、Logoフォーム等の新しいものを活用した方法も検討していくことも含めて重点項目として記載してございます。
市 長	せっかくタブレットを導入したので、オンライン化し、徴収そのものは先生が携わらないようにするというのも重要です ね。

	<p>また、比較的稲城市の保護者は協力的で、給食費を公会計化する前も99%が口座振替でありましたので、実はほとんど教員には負担が掛かっておりませんでした。そのため、昔から先生が、集金袋で今月分のお金を集めますよというような作業を行っていないのですね。いわゆる口座振替に親御さん方が承認してくれるということは非常にありがたいことで、教材費についても別に公会計化しなくても、口座振替が100%であれば、実質先生が集めることはなくなりますね。</p> <p>そのような周辺業務をどんどん効率化、またはICT化していき、タブレットを授業で使うだけではなく、学校と保護者の連絡にも使っていこうということですね。</p> <p>それから、現在出欠席のICT化はお願いしておりますが、休みの連絡も朝一に先生を見つけて電話して、忙しい始業時間前に保護者は電話で連絡をしなければならず、それを受ける先生側の負担も大きく、全部手作業になっております。ICTを使ってどのような理由で休むということを保護者が通知し、全て自動で集計され、システムで取り込めるようになるようなシステムが入れられれば、そういった雑用のようなものは減っていくと思います。</p> <p>なるべく、システム化、ICT化を行い、雑用みたいなものは先生の負担から軽減することも考えていければ良いかなと思います。</p> <p>その他ありますでしょうか。</p>
<p><b>教育長職務代理者</b></p>	<p>1点確認でございますが、2ページ・3ページに書いてあります東京都の取組の方向性について、(5)に「ライフ・ワーク・バランスの実現」ということを謳っていて、稲城市の取組の方向性では「ワーク・ライフ・バランス」という形になっており、ワーク、ライフの順番が異なっております。</p> <p>ワーク・ライフ・バランス憲章でワーク・ライフ・バランスとなっており、仕事先立っているもので、それに基づいてできたものと思いますが、昨今の社会的な流れであれば、ライフ・ワーク・バランス、都知事も東京都は率先して、「ワークより先にライフを」という発言をされていますけれども、稲城市は、特にワークが先だという考えで、今後の計画でも必ず進めていくということによろしいでしょうか。</p>
<p><b>教育総務課長</b></p>	<p>仰るとおり、東京都につきましては、「ライフを重視してワークを見直す」という観点から、ライフ・ワーク・バランスという</p>

	<p>言葉を使用しております。一方でワーク・ライフ・バランス憲章がございまして、ワーク・ライフ・バランスという言葉の方が一般的に使用されているという認識がございまして。稲城市においては、男女平等推進プラン等々につきましても、仕事と生活の調和の略として、ワーク・ライフ・バランスという言葉を用いております。</p> <p>今後は、ライフの方を重視しようという考え方もございまして、記載につきましても、検討していくところでございまして、現状はそうになっております。</p>
教育長職務代理者	<p>わかりました。あくまでこの計画においては、率先して先にライフを持ってきてもいいのかなど、他がライフを先に持つてくるまで待つ必要はないのではないかと思います。こちらは意見です。</p>
市長	<p>いずれにせよ、東京都が過去に作った計画を引用しているので、今この場で直すわけにはいかないですね。</p> <p>ただ、稲城市立学校における働き方改革実施計画を次に改訂する時に、検討していただくということですね。</p>
教育総務課長	<p>はい。既に第一次計画を現在作成しておりますので、今回第二次計画で変えることは可能ですが、他の計画と揃えようと検討しているところです。</p>
市長	<p>稲城市においては、ワークが先にくるから重要といった意識はしていないと思います。ただ、並列しているという認識だろうと思います。</p> <p>その他意見はありますか。</p>
委員	<p>&lt;意見無し&gt;</p>
市長	<p>それでは、「稲城市立学校における働き方改革」については、今いただいた意見を踏まえて加筆修正していただきたいと思っております。</p> <p>続いて、議題（２）「学校施設における脱炭素化」について事務局よりご説明をお願いします。</p>
企画政策課長	<p>【資料２「稲城市におけるカーボンニュートラルの取組について」に基づき説明】</p>
市長	<p>学校施設における脱炭素化について、説明がございましたが、何かご意見、ご質問はありますか。</p> <p>ちなみにですが、屋上緑化をしている学校はありますか。</p>
教育総務課長	<p>南山小学校が屋上緑化をしております。校舎南側の屋上になります。</p>



吉 田 委 員	<p>再生可能エネルギーを利用するにあたって、太陽光発電と蓄電池のペアで各小中学校に作るということは、手っ取り早く良いことだと思いますが、例えば、古い学校であれば、屋上にかなりの機器が載ると思いますが、六中や若小等載らない小中学校が当然出てくると思います。</p> <p>稲城市としては、小中学校18校全てに採用するのか、どの程度の再エネ・省エネを進めていくのかお考えを教えてください。</p>
企画政策課長	<p>まずは、可能な限り載せていきたいという意向がございます。その中で、資料にPPA事業者ということが書いてございますが、PPA事業と言いまして、事業者が事業者の経費で太陽光パネルを設置し、設置後に発生する電気代で費用を償還していくという仕組みになります。面積が少なく、その制度に当てはまらない学校も出てくるかと思いますが、そちらにつきましては、国の方で有利な地方債、ここでは太陽光パネルを設置するにあたって、一度借りたお金を後で償還していくわけですが、その償還に当たって、交付税で措置するという制度がございます。</p> <p>そういった様々な制度を組み合わせ、可能な限り設置していきたいという考えでございます。</p>
吉 田 委 員	<p>可能な限り設置するというのはとても良いと思います。また、蓄電池も今かなり期待されていると思います。ただ、こちらについては、事業者と契約して、10年更新なのか、20年更新なのか、どのように想定されておりますでしょうか。</p>
企画政策課長	<p>現時点では、15年で考えております。太陽光パネルが20年程持つそうですので、その15年間PPAで実施いたしますと、その設置費用を含めた電気代を事業者に支払い後、残りの5年間は使い放題といった格好になります。</p> <p>また、細かい条件を申し上げますと、PPA期間中、1回は屋上防水の工事ができるようにして欲しい等いくつか条件を設定して実施していこうと考えております。</p>
吉 田 委 員	<p>15年ということだと、温室効果ガスを2050年までに0を目指すということで、2023年から15年で、2038年ということになり、残り12年で温室効果ガス0の目標を達成するにあたって、恐らく継続できる部分と継続できない部分が施設によってあるかと思いますが、ある程度計画的に温室効果ガスを0にする取組があるかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
企画政策課長	<p>全体的な計画において、公共施設のみで賄えるものではござ</p>

	<p>いませんので、令和5年度に稲城市の脱炭素化カーボンニュートラル計画を策定いたしまして、公共施設のその他の部分、例えば、再エネだけではなく、省エネもしなければなりませんし、場合によっては、断熱等についても取り組まなければなりません。また、民生部門、家庭や事業者の皆様にもお願いをしていかなければなりません。それが、例えばどの程度のインセンティブがあれば、皆様に参加していただけるか、そういった内容も含めまして、総合的に考える計画策定を令和5年度に想定しておりまして、そちらに基づいて全体的には実施していくという経過がございます。</p>
吉田委員	<p>確かにそのとおりで、この取組だけでは駄目でお金を掛ければ、いくらでもできるかと思いますが、断熱やそれに伴う換気システム、ペアガラス等、お金を掛ければ良いということではなく、少しずつできる部分とできない部分を整理しながら、温室効果ガス0に向かっていければ良いと思います。</p> <p>もう一点、学校施設について、LED化はどのくらい進んでいるでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>全体で取り組んでいる学校は特段ございません。しかし、学校配当予算の中から、少しずつ調整し、LED化を進めている学校はございます。LED化を達成している学校はございません。</p>
市長	<p>LED化について補足いたしますと、東日本大震災以降10年以上、とにかく電気がないので、我々として発電で協力することには限度がありますので、節電の方で協力をしようということで、最初に取り組んだことは、町中の防犯灯です。単年度で、リース方式で全部LEDに切り替えました。</p> <p>それから各施設の照明を全て替える、例えば市役所の照明等については、10年以上前の当時は、交換可能なLEDと機材が限られており、直管型や丸形電球については、数種類しかなかったもので、交換できないものもありました。</p> <p>当時新設した病院は蛍光灯で建設しましたが、今になりますと、交換不可能なものはほとんどなく、LED化が普及してきているので、徐々に変えていこうという動きです。</p> <p>これまで取り組めなかったお金の問題はありますが、学校校舎、ほぼ手付かずのクラスの照明はほとんど蛍光灯ですので、これを今回一気にやっけていこうというものです。</p> <p>先ほどのPPA方式、民間の資金を借りて、電気代で返す方法という新しい契約方法でやっけていくと、分割払いで長期に払うこ</p>

	<p>とができると思います。今回はやっと学校に順番が回ってきたということで、その他の街路灯・道路灯、公園灯や各施設の照明は大方入れ替えが進んできているので、最後の部分にはなりますが、引き続きLED化を進めてまいりたいと思います。</p> <p>他にご意見はありますか。</p>
委員	<意見なし>
市長	<p>脱炭素化については、市から各学校にお願いをして、そのような場を提供してほしいというところがございますので、そこまで大きな問題ではないと思いますが、このようなことを実施しますので、ご了解いただきたいということであります。</p> <p>続いて、議題の(3)「その他」について、報告事項「令和4年度コミュニティ・スクールの取組状況」についての資料がございますので、事務局からご説明をお願いします。</p>
指導課長	【資料3「令和4年度 コミュニティ・スクールの取組状況」に基づき説明】
市長	コミュニティ・スクールの取組状況についての報告が終わりました。何かご意見、ご質問があれば、お願いします。
北川委員	<p>事前に実施状況の報告書を頂いており、全て目を通させていただきましたけれども、学校運営方針の承認について書かれていない学校が少なくとも8校ございました。</p> <p>周知や説明、学校経営方針自体が入っていない等の学校があり、口頭では聞き取っているというお話も伺いましたが、何がここで重要なのかということについて、委員の方々も先生方も浸透していない部分があると思います。初めですので、仕方ないですが、そのようなところは強調していかなければ、本来コミュニティ・スクールは、地域運営学校でありますので、そこが学校運営連絡協議会とあまり変わらない部分がまだまだ残っていると感じました。そういった所を改善して行って欲しいと思います。</p> <p>なお、6月に学校経営方針を承認するかしないか行っておりますが、遅すぎないでしょうか。私は遅すぎると思っております。私が関係している学校は、3月の3回目に大まかにはなりますが、方針を承認し、学校経営方針を作っていただくという形にしようかなと思っております。そうでない場合、市に提出する前の4月に学校運営協議会を開かなければ、本来の学校運営協議会の姿にはならないと思います。</p> <p>それから、やはりまだ副校長先生が司会をして、校長先生が説明して、意見を聞くという従来の形で行っている学校が多いと</p>

	<p>も聞きます。やはり座長として会長が校長先生と何を話し合うか煮詰めた上で、地域が主体的になり学校運営に参画していくという方向性を形の上でも取っていただければ、少しずつ芽が生えてくるという思いでございます。</p> <p>以上です。ありがとうございました。</p>
市 長	<p>とても大事な視点だと思いますが、少なくとも承認とはここに書いてありますが、報告説明で終わってしまっているということでしょうか。</p>
北 川 委 員	<p>そこに書かないということは、やはり意識として「そのような形でやらせていただきます、よろしいですね」という形であるのかもしれませんが。</p>
市 長	<p>確かに仰る通り、協議体であり、学校運営を協議体地域に任せるということであるので、少なくとも校長先生が音頭を取り、方針示達のような形ではなく、議事進行ぐらひは、校長先生でない委員の誰かが選任され、話し合いを行う体制の方がよろしいのではないかというご意見で、私もそのように思いますが、何か標準的な組織体の役付きや、運用方法のマニュアルを作り、こうやりなさいというのも違うとは思いますが、いかがでしょうか。</p>
北 川 委 員	<p>上手くいきましたという事例をいくつか聞き取っていただき、共有いただくのが良いと思います。</p>
市 長	<p>より一層、校長先生からの一方通行の説明会ではなく、皆が意見を発言できるような標準形式か何かをお示しいただき、より活性化するようにお願いしたいと思っております。</p> <p>資料に「意見・熟議」ともありますが、こちらも実際にそうなっているのでしょうか。</p>
北 川 委 員	<p>私は委員として関わっておりますが、現場の先生方も気を使っておりまして、1時間で終わらせなければということもあり、気にしなくても良いとはいっておりますが、様々な手当の関係もございますので、一人ひとり意見を言い、時間が経ってしまうといったことが多いです。</p> <p>やはり、事前に校長先生と会長が重要な部分については、煮詰めた上で、議論する内容を準備した方がよろしいかと思います。</p>
市 長	<p>確かに会議を催すにあたっては、提案者等が事前に調整ということが必要であるのかもしれませんが。別に時間を取ることが難しいのであれば、会の前でも構わないと思います。</p> <p>加えて、北川先生よりご指摘があったように6月の承認は確かに遅いですね。市議会でもそうですが、新年度を迎えるにあた</p>

	り、3月議会で予算を決めておりますが、それを6月で新年度予算を決めるということになれば、遅いですよね。2月、3月に開催はできないものでしょうか。
指 導 課 長	<p>補足説明をさせていただきます。令和4年度につきましては、4月1日からのスタートということもあり、本来で言えば、令和4年3月に承認の会を設定すべきでありましたが、4月1日以降ということでしたので、委員の選任等もあり、第一回の開催が遅れたという現状がございます。</p> <p>令和5年度に関しては、令和5年3月の第三回で承認等の会が催される予定となっております。以上です。</p>
市 長	<p>次年度からは、正常化するということですね。</p> <p>年3回ぐらいの定例会を予定しているということでしょうか。</p>
指 導 課 長	はい。
市 長	3月は必ず全校行うということによろしいでしょうか。
指 導 課 長	はい。
市 長	<p>コミュニティ・スクールについて、若干心配な点として、先生が良い悪いといった吊るし上げのようなことにならないかということがございまして、コミュニティ・スクールの議題として良いもの、悪いもの、議題としないものとして任用上のことについて等ございましたが、そういうことはなかったということによろしいでしょうか。</p>
指 導 課 長	はい。
教育長職務代理者	<p>先ほど、北川委員より良かったところを全体に知らせていくという話がございましたが、可能であれば、年1回発表会のような全体が横の繋がりを認識できるような全体会を考えられてもよろしいのかなと思います。意見です。</p>
市 長	今のご意見について、事務局から何かございますか。
指 導 課 長	現時点でそのような全体会の設定はございませんが、今後検討してまいりたいと思います。
市 長	<p>確かに年3回の定例会に加えて全体会というと、負担を掛けてしまうけれど、ただ、横並び、横連携として他の地区の運営協議会が何をしているのかを知りたいというのはありますよね。</p> <p>もう少し内容を書いたものをまとめて配る等でも、どうでしょうか。この内容についてももう少し内容があってもよろしいと思います。そちらについては、考えてもらうということですね。</p>

北川委員	先ほど校長先生についてお話しましたが、会長についてもどのように運営してほしいかという性格付け等、理解しないままスタートしている点がこの制度はありますので、会長、委員の方々にも共有していただくと二度手間にならず済むと思います。
市長	第二回目の項目を見る限りでは、様々な学校のテーマ、起きていることが取り組まれているとは思いますが。今後に期待ということと、横連携情報共有が必要かなと思います。 コミュニティ・スクールについては、よろしいでしょうか。
委員	<意見なし>
市長	何せ、始まったばかりですので、今後もご意見をいただきながら、良いものにしていただければと思います。 用意した次第につきましては、以上となりますが、他に何かございますか。
委員	<意見なし>
市長	事務局からは何かございますか。
事務局	特段ございません。 それでは、令和4年第1回稲城市総合教育会議を閉会とさせていただきます。
	以上